

令和3年11月16日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

議会活性化特別委員会  
委員長 山本 治兵衛

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市議委第 5 号

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。  
本則中「26 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

議員定数について調査・研究した結果として、本市議会の議員定数を現行の 26 人から 1 人減の 25 人とする改正を行うため、この条例案を提出する。